

施設の目的外利用料金改定のお知らせ

大阪府都市公園条例の改正に伴い、久宝寺緑地の施設目的外利用料金を平成31年4月1日より下記のように改定します。

平成31年2月20日
久宝寺緑地管理事務所

記

野球場 本体設備	野球に使用する場合 (1面1時間)		野球以外に使用する場合 (1面4時間)	
	土曜日、日曜日、休日 その他の日	4,200円 3,500円	土曜日、日曜日、休日 その他の日 タイム7(17時～19時)	25,200円 25,200円 12,600円
			※目的外利用は4時間単位とする(タイム7は2時間) ※平日も土、日、休日と同料金とする	
軟式野球場	野球に使用する場合 (1面1時間)		野球以外に使用する場合 (AB両面4時間)	
	土曜日、日曜日、休日 その他の日	1,980円 1,650円	土曜日、日曜日、休日 その他の日 タイム7(17時～19時)	23,760円 23,760円 11,880円
			※目的外利用はAB両面使用かつ4時間単位とする (タイム7はAB両面使用かつ2時間) ※平日も土、日、休日と同料金とする	
テニスコート	テニスに使用する場合 (1面1時間)		テニス以外に使用する場合 (2面2時間)	
	土曜日、日曜日、休日 その他の日	1,240円 1,030円	土曜日、日曜日、休日 その他の日	7,440円 7,440円
			※目的外利用は2コート使用かつ2時間単位とする ※平日も土、日、休日と同料金とする	
プール	一般使用	従来と同じ		
	50mプール 専用使用	スポーツに使用する場合 (一面一日)	スポーツ以外に使用する場合 (1面1日)	
		土曜日、日曜日、休日 その他の日	42,480円 35,390円	土曜日、日曜日、休日 その他の日
				※平日も土、日、休日と同料金とする
25mプール 専用使用	スポーツに使用する場合 (1面1日)	スポーツ以外に使用する場合 (1面1日)		
	土曜日、日曜日、休日 その他の日	21,400円 17,800円	土曜日、日曜日、休日 その他の日	32,100円 32,100円
			※平日も土、日、休日と同料金とする	
陸上競技場 本体設備	競技又は球技に使用する場合 (1面1時間)		競技又は球技以外に使用する場合 (1面4時間)	
	土曜日、日曜日、休日 その他の日	3,710円 3,090円	土曜日、日曜日、休日 その他の日 タイム7(17時～19時)	22,260円 22,260円 11,130円
			※目的外利用は4時間単位とする(タイム7は2時間) ※平日も土、日、休日と同料金とする	

※野球場、及び陸上競技場の付帯設備については、使用目的によらず従来どおりの料金とする。

※各施設とも、使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の五パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額又はその合計額に満たない場合は、当該単位ごとの金額又はその合計額とする。

※ 令和元年5月26日 タイム7の料金を追記

※お問い合わせは久宝寺緑地管理事務所 TEL 072-992-2489 まで